

新旧料金表

※ が今回の改定部分

▼西条地区 料金表 (1カ月当たり・消費税別)

種類	基本料金		段階区分	超過料金		メーター使用料	
	金額			1m ³ につき		口径	金額 ※改定なし
	旧料金	新料金		旧料金	新料金		
専用 給水装置	750円	900円	1~10m ³	0円	0円	13mm	80円
			11~25m ³	125円	150円	20mm	140円
			26~50m ³	140円	150円	25mm	160円
			51m ³ 以上	150円	150円	30mm	260円
共用 給水装置	610円	610円	1~10m ³	0円	0円	40mm	350円
			11~25m ³	90円	100円	50mm	1,200円
			26~50m ³	110円	120円	75mm	1,700円
			51m ³ 以上	120円	130円	100mm	2,200円

▼東予地区 料金表 (1カ月当たり・消費税別)

用途	基本料金		段階区分	超過料金		メーター使用料	
	金額			1m ³ につき		口径	金額 ※改定なし
	旧料金	新料金		旧料金	新料金		
家庭用	860円	900円	1~10m ³	0円	0円	13mm	80円
			11~20m ³	130円	150円	20mm	140円
			21~30m ³	145円	150円	25mm	160円
			31~40m ³	145円	150円	30mm	260円
			41m ³ 以上	150円	150円	40mm	350円
団体用	2,300円	2,500円	1~20m ³	0円	0円	50mm	1,200円
			21~30m ³	150円	150円	75mm	1,700円
			31m ³ 以上	150円	150円	100mm	2,200円
営業用	2,300円	2,500円	1~20m ³	0円	0円		
			21~30m ³	150円	150円		
			31m ³ 以上	150円	150円		
湯屋用	10,350円	11,380円	1~100m ³	0円	0円		
			101m ³ 以上	150円	150円		
工場用	13,225円	14,500円	1~100m ³	0円	0円		
			101m ³ 以上	150円	150円		
船舶用	160円	160円	1m ³	0円	0円		
			2m ³ 以上	160円	160円		
臨時用	2,000円	2,200円	1~10m ³	0円	0円		
			11m ³ 以上	200円	200円		



西条・東予地区の 水道料金を改定 改定は平成30年6月請求分から

西条市水道事業は、将来にわたり安全・安心な水道水を市民の皆さまに供給し、合併以来、地域間で格差のある水道料金を統一するため、平成27年度から3年ごとに料金の見直しを行っています。

平成27年度の料金改定では東予地区の赤字を解消し、地域間の料金格差を縮小することができましたが、依然として西条地区の経営状況は厳しく、地域間の格差も解消されていません。

そのため、学識経験者や水道使用者など15名の委員で構成された使用料等審議会を開催し、料金の見直しについてさまざまなご意見をいただきました。これらを基に、水道料金改定の条例改正案を市議会に提出し議決されました。

今回の水道料金改定は、西条・東予地区を対象に、平成30年6月請求分(同年4月・5月使用分)から実施いたします。

水道使用者の皆さまには、ご負担をおかけいたしますが、今後より効率的な事業運営と健全経営に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

水道料金改定の問合せ

- 市庁舎本館2階 水道業務課
Tel 0897-5211584
- 東予総合支所建設管理課 水道係
Tel 0898-6412700
- 丹原総合支所建設管理課 水道係
Tel 0898-6817300
- 小松総合支所建設管理課 水道係
Tel 0898-7212111

西条地区の改定率は、約12.7%の値上げ
東予地区の改定率は、約5.1%の値上げ
丹原・小松地区は、現行の料金を据え置き

料金改定のポイント

改定後の料金比較

家庭用口径13mmで月20m³使用の場合 (メーター使用料と消費税8%を含む)

地区	現行の料金(A)	改定後料金(B)	差引(B-A)	丹原・小松地区との格差	
				現行	改定後
西条地区	2,246円	2,678円	+ 432円	1.26倍	1.06倍
東予地区	2,419円	2,678円	+ 259円	1.17倍	1.06倍
丹原地区	2,840円	改定なし	—	—	—
小松地区	2,840円	改定なし	—	—	—

知ってほしい2つの必要性

健全な水道事業経営の必要性

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震では、多くの断水が発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしました。こうした被害を最小限に抑えるため、水道施設の耐震化や老朽施設の更新が必要となります。これらの事業には、多額の費用を要しますが、人口減少や生活様式の変化などによって、水道料金収入は減少し続けています。

水道事業は、水道使用者の水道料金を主な収入源として事業を進めていかなくてはなりません。そのためには、適正な水道料金の水準を維持しつつ、経営改善などに取り組み、健全な経営を維持していくよう努める必要があります。

水道料金統一の必要性

西条市の水道料金は地区によって異なり、負担の公平性を欠く状態にあります。現在は、会計(財布)を地区ごとに分けて事業を行っていますが、今後、厳しい経営が見込まれるため、市全体でスケールメリット(規模の経済性)を生かした経営をしていく必要があります。

その際には、水道使用者全員が同じ料金体系で費用を公平に負担しなければなりません。将来にわたり、水道を利用していくためにも料金統一は不可欠です。